

令和5年8月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「記者会見から5日しか経過していない時点で本件対象文書が本当に廃棄済みであったかどうかが不明である」旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

平成9年の神戸連続児童殺傷事件などの重大少年事件の記録が永久保存されず廃棄されていた問題について令和5年5月25日に実施した記者会見に関する文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問、想定問答及び記者会見終了後に作成された文書を含むが、これに限らない。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和5年6月29日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行う必要がなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。

(2) 本件開示申出文書に該当する可能性がある文書としては、①記者会見の日時

・場所等を記載した文書、②取材の集合時間・注意事項等を記載した文書、③記者会見における想定問答、④配布資料があった。

①、②及び④の文書は、いずれも報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、報道機関等から問合せがあった際に確認するための控えについても、記者会見終了以降、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として隨時廃棄しており、すでに廃棄済みである。

③の文書は、その性質からして記者会見終了以降、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として隨時廃棄しており、すでに廃棄済みである。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。